

特例施設占有者制度について

島根県警察本部警務部会計課

用語解説

法	遺失物法（法律）
令（政令）	遺失物法施行令（政令）
規則（国家公安委員会規則）	遺失物法施行規則
公告の日	警察署長に提出した日

特例施設占有者の要件

特例施設占有者となることができるのは、次に掲げる施設占有者です。(法第17条・令第5条)

- ① 鉄道事業法に規定する第一種鉄道事業又は第二種鉄道事業（旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ② 道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ③ 海上運送法に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ④ 航空法に規定する国際航空運送事業（本法内の地点と本法外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客を運送するものに限る。）又は国内定期航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。）に係る施設占有者であって、同法の許可を受けたもの
- ⑤ **百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあつては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会が指定したもの**
 - (1) 交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が①から④に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。
 - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの
 - (3) 交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

特例施設占有者の指定

指定を受けようとする施設占有者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければなりません。（規則第28条）

- ・ 氏名等及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- ・ 物件の保管の場所
- ・ 施設における推定による1か月間の交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎

また、申請書には次の書類を添付してください。

<申請者が個人の場合>

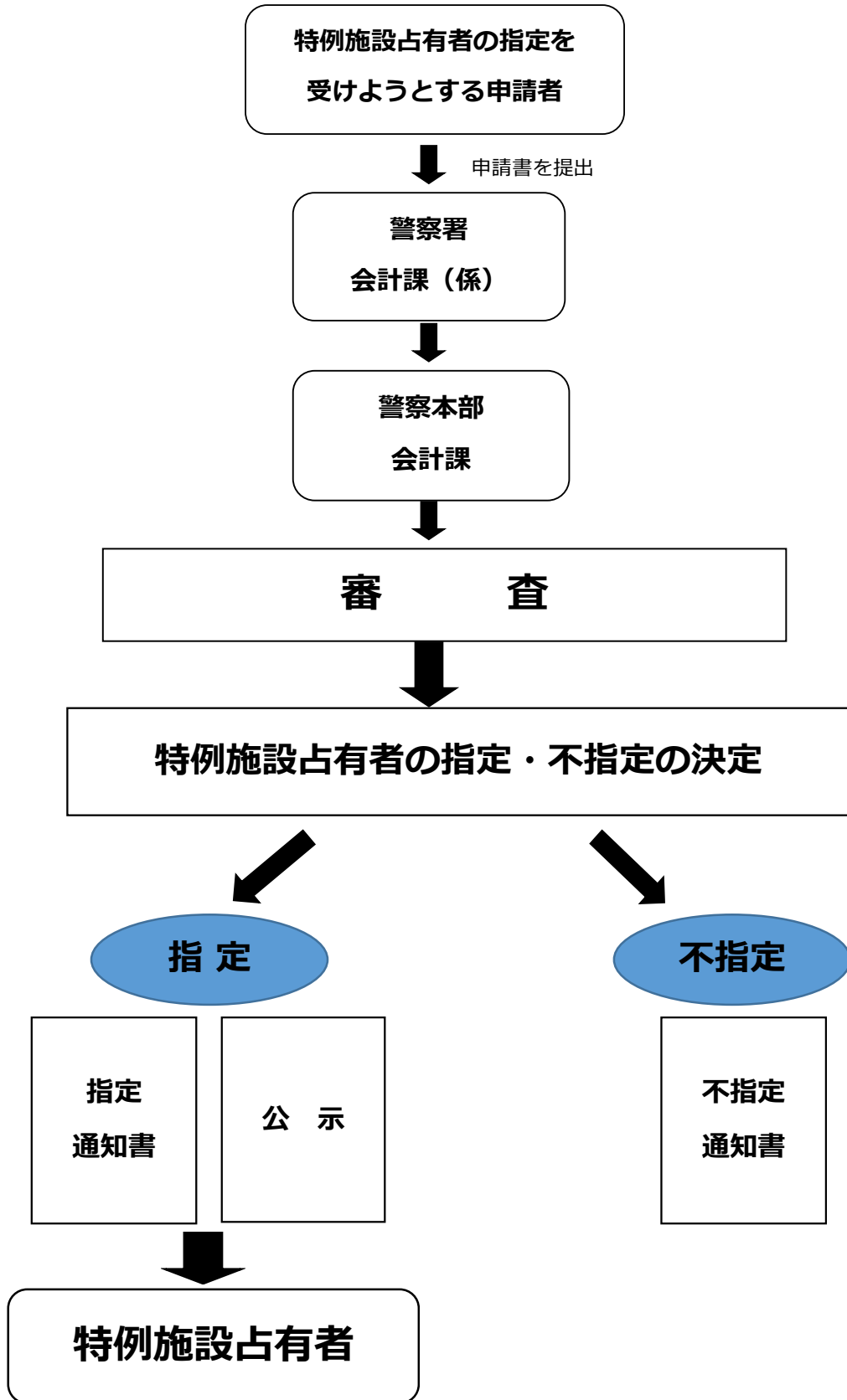
- ・ 住民票の写し（※）
- ・ ⑤の(2)ア～ウのいずれにも該当しないことを制約する書面
- ・ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面

<申請者が法人の場合>

- ・ 法人の登記事項証明書
- ・ 定款又はこれに代わる書面
- ・ 役員に係る住民票の写し（※）及び⑤の(2)ア～ウのいずれにも該当しないことを制約する書面
- ・ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面

（※）本籍が記載されているものに限るものとし、日本国籍を有しない者にあっては、国籍等記載されているもの

◎ 特例施設占有者の指定等に関する申請手続きの流れ



特例施設占有者の拾得物の取扱い

一定の公共交通機関及び都道府県公安委員会から指定を受けた施設の占有者（特例施設占有者）は、下記のとおり拾得物の取扱いをすることになります。

① 警察署長に提出（届出）するまでの期間

施設占有者は、拾得者から拾得物の交付を受けた日から1週間以内に警察署長に届け出なければなりません。特例施設占有者はこの期間が2週間（ただし、禁制品及び政令で定める高額な物件（10万円以上の物件）にあつては1週間以内）になります。（法第17条）

② 拾得物の保管

2週間以内に拾得物に関する事項を警察署長に届け出た場合、その拾得物を自ら保管することができます。（法第17条）

③ 保管する物件の選択

拾得物を自ら保管するか、警察署長に提出するかは、特例施設占有者自身が判断することができます。

何を保管し、何を提出するか、物件の種類ごとに決めることもできるため、あらかじめ警察署会計課（係）の担当者と調整を行う必要があります。

【特例施設占有者であっても提出を免除されない物件（法第17条、令第6条）】

- ・ 10万円以上の現金
- ・ 額面金額又はその合計金額が10万円以上の有価証券
- ・ 貴金属、宝石その他の物であつてその価額又はその合計額が10万円以上であると明らかに認められる物件

個人情報に関わる物件（携帯電話機やクレジットカード等）は、警察署で調査を行い速やかに返還する必要がありますので、警察署長に提出してください。

④ 拾得物の売却

保管物件が、日常生活のように供され、かつ、広く販売されている物として政令で定めるもの又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するものとして政令で定める物である場合は、公告の日から2週間以内にその遺失者が判明しないときは、事前に警察署長に届出をした上で売却することができます。(法第20条)

【売却することができる物件（令第3条）】

- ・傘
- ・衣類
- ・ハンカチ、マフラー、ネクタイ、ベルト
- ・その他衣類と共に身に着ける繊維製品又は皮革製品
- ・履物
- ・自転車
- ・動物

滅失又は毀損するおそれのある物件等についても、同様に売却することができます。

なお、保管物件を売却した場合、売却による代金から売却に要した費用を差し引いた残金を当該物件とみなし、保管します。

⑤ 拾得物の処分

次に掲げる場合は、事前に警察署長に届出たうえで、廃棄その他の処分をすることができます。

【廃棄等の処分ができる場合（法第21条）】

- ・売却について買受人がないとき
- ・売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき
- ・売却することができないと認められるとき

特例施設占有者における売却及び処分方法

特例施設占有者が行う保管物件の売却及び処分の手続きは、警察署長が行う手続きと同様となります。

- ① 特例施設占有者が保管する物件の売却の方法（令第7条）

一般競争入札等に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合については、随意契約により売却することができる。

 - (1) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある物
 - (2) 一般競争入札等に付したが買受けの申込みをする者がなかった物
 - (3) 売却による代金の見込額が1万円を超えないと認められる物

- ② 特例施設占有者が行う保管物件の売却手続き（令第8条）
 - (1) 特例施設占有者は、一般競争入札等に付そうとするときは、一般競争入札等の日の前日から起算して少なくとも5日前までに、公告しなければならない。
 - (2) (1)の公告は、公告事項を特例施設占有者の管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより行う。
 - (3) 特例施設占有者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

- ③ 特例施設占有者が行う保管物件の処分方法（令第9条）
 - (1) 保管物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当であると認められる者に引き渡すことにより行うものとする。

ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする。
 - (2) (1)に関わらず、個人情報関連物件に該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

所有権の帰属

物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄した場合又は公告の日から3ヶ月以内に遺失者が判明しない場合において、所有権を取得する者がいないときは、当該物件の所有権が自らに帰属します。（法第37条）

帳簿の記載等

保管した物件に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備え付け、3年間保存しなければなりません。(法第23条及び規則第39条)

① 届出をした場合

- ・ 届出の日
- ・ 届出の提出先の警察署長
- ・ 物件の種類及び特徴
- ・ 物件の拾得の日時及び場所
- ・ 一般人から物件の交付を受けた場合は交付の日時
- ・ 拾得者の氏名等

② 保管物件を遺失者に返還した場合

- ・ 返還の日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

③ 遺失者が保管物件についてその有する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日
- ・ 遺失者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

④ 交付を受けた保管物件について、拾得者が所有権を取得する権利を放棄した場合

- ・ 権利を放棄した日

⑤ 交付を受けた保管物件を権利取得者に引き渡した場合

- ・ 引渡しの日
- ・ 権利取得者の氏名等及び電話番号その他の連絡先

⑥ 売却をした場合

- ・ 売却の日
- ・ 売却の理由、方法及び経過
- ・ 買受人の氏名等及び電話番号その他の連絡先
- ・ 売却による代金の額
- ・ 売却に要した費用の額

⑦ 処分をした場合

- ・ 処分の日
- ・ 処分の理由及び方法

⑧ 保管物件の所有権が自らに帰属した場合

- ・ 所有権が帰属した日

⑨ 個人情報関連物件を廃棄した場合

- ・ 廃棄の日
- ・ 廃棄の方法

公安委員会の報告及び指示

- ① 公安委員会は、特例施設占有者に対し、交付を受け、又は自ら拾得した物件に関し、報告又は資料の提出を求め、又は保管物件の提示を求めることができます。(法第25条)
- ② 公安委員会は、特例施設占有者が一定の規定に違反した場合において、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その利益を保護するため必要な指示ができます。(法第26条)

罰則 (法第41条、第42条、第44条)

- ・ 公安委員会からの指示に違反した者
→ **6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- ・ 拾得者へ書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者
- ・ 警察署長に対して届出をせず、又は虚偽の届出をして売却又は処分をした者
- ・ 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載又は帳簿を保存しなかった者
- ・ 特例施設占有者でなくなった場合に、帳簿の写しを添付して保管物件を提出しなかった者
- ・ 公安委員会の求めに応じた報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者
- ・ 公安委員会の求めに応じた報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は保管物件の提示を拒み、妨げ、模倣は忌避した場合
- ・ 保管物件のうち、個人情報関連物件について、すべての遺失者がその有する権利を放棄したとき又は公告をした後3ヶ月以内に遺失者が判明しないとき、速やかにこれを廃棄しなかった者
→ **30万円以下の罰金**
- ・ 死亡、法人が合併以外の事由により解散、法人合併により消滅した場合に、帳簿の写しを添付して保管物件を提出しなかった者
→ **20万円以下の罰金**